

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	統合	管理コード	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	要望主体	要望事項番号	実施種別(規制改革/民間開放)	要望事項(事項名)	措置の概要(対応策)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管省庁等	その他(特記事項)
5052	5052011		G03	Z09001	金融庁、法務省	特定融資特約に関する法律第2条	コミットメントライン契約(特定融資特約)に係る手数料が利息制限法及び出資法上の「みなし利息」の適用除外となるのは、借主が、資本金が5億円以上又は負債総額が20億円以上の株式会社(会社法第2条第6号)、資本金が3億円を超える株式会社、特定目的会社(資産の流動化に関する法律第3条第3項)等である場合に限定される。	b		平成15年に実施した借り手側のニーズ調査によれば、平成13年改正で新たに借主の範囲に加えられた中堅企業の利用状況が低調であり、さらに、地方公共団体に関してはコミットメントライン契約を利用したいとのニーズがほとんどないという結果であったため、こうしたニーズがその後変化し十分に見極めていく必要があると思われる。以上を踏まえ法務省及び金融庁としては、関係省庁とも連携をとりながら今後も引き続き拡大することの可否について検討を行う。			b		預金取扱金融機関を含む金融機関においては、コミットメントライン契約によって実質的に高金利が得られることから、借り手側の法的知識が不十分であることに果して、優越的な地位を濫用し、資金需要が必ずしも高くない借り手に、コミットメントライン契約を押し付けることによる弊害が発生する恐れがある。こうしたことを踏まえ、借り手のニーズや借主の範囲を拡大した場合の影響を慎重に見極めていく必要がある。現時点で検討のスケジュールを具体的に示すことは困難である。法務省及び金融庁としては、関係省庁とも連携をとりながら今後も引き続き検討を行う。	社団法人全国信用金庫協会・信金中央金庫	11	A	コミットメントライン契約の適用対象企業の拡大	(特定融資特約法の規制の緩和)対象企業を拡大する。	コミットメントライン契約(特定融資特約)の適用対象を拡大し、中小企業(資本金3億円以下等)、地方公共団体や特約法で定められた地方公社等その範囲に含める。	コミットメントライン契約(特定融資特約)に係る手数料が利息制限法及び出資法上の「みなし利息」の適用除外となるのは、借主が資本金が3億円を超える株式会社(会社法第2条第6号)に限定されており、中小企業(資本金3億円以下等)、地方公共団体等は認められていない。地域金融機関のメイン取引先がほぼ当該契約の対象外であることは、我が国の制度に定めていないため借り手側のニーズを希薄ならざるを得ない。一方、ここ数年間のコミットメントライン契約を利用した借入は、中堅規模以上の中小企業にも広がっており、潜在的な需要は広まっている。したがって、コミットメントライン契約(特定融資特約)の適用対象を拡大することにより、中小企業の資金調達が多様化が図られることとなるため、規制緩和していただきたい。	特定融資特約に関する法律第2条	金融庁、法務省	継続	
5071	5071005		G03	Z09001	金融庁、法務省	特定融資特約に関する法律第2条	コミットメントライン契約(特定融資特約)に係る手数料が利息制限法及び出資法上の「みなし利息」の適用除外となるのは、借主が、資本金が5億円以上又は負債総額が20億円以上の株式会社(会社法第2条第6号)、資本金が3億円を超える株式会社、特定目的会社(資産の流動化に関する法律第3条第3項)等である場合に限定される。	b		平成15年に実施した借り手側のニーズ調査によれば、平成13年改正で新たに借主の範囲に加えられた中堅企業の利用状況が低調であり、さらに、地方公共団体に関してはコミットメントライン契約を利用したいとのニーズがほとんどないという結果であったため、こうしたニーズがその後変化し十分に見極めていく必要があると思われる。以上を踏まえ法務省及び金融庁としては、関係省庁とも連携をとりながら今後も引き続き拡大することの可否について検討を行う。			b		預金取扱金融機関を含む金融機関においては、コミットメントライン契約によって実質的に高金利が得られることから、借り手側の法的知識が不十分であることに果して、優越的な地位を濫用し、資金需要が必ずしも高くない借り手に、コミットメントライン契約を押し付けることによる弊害が発生する恐れがある。こうしたことを踏まえ、借り手のニーズや借主の範囲を拡大した場合の影響を慎重に見極めていく必要がある。現時点で検討のスケジュールを具体的に示すことは困難である。法務省及び金融庁としては、関係省庁とも連携をとりながら今後も引き続き検討を行う。	社団法人全国信用組合中央協会	5	A	コミットメントライン契約の適用対象企業の拡大	コミットメントライン契約(特定融資特約)の適用対象を拡大し、中小企業(資本金3億円以下等)、地方公共団体、独立行政法人、地方独立行政法人、地方公社等その範囲に含めること。	信用組合のメイン取引先が大部分が当該契約の対象外であるため、コミットメントライン契約(特定融資特約)の適用対象を拡大し、中小企業等の資金調達手段の多様化を図ることが必要であることから、中小企業(資本金3億円以下等)、地方公共団体、独立行政法人、地方独立行政法人、地方公社等その範囲に含めること。	特定融資特約に関する法律第2条	金融庁			
5031	5031012		G03	Z09001	金融庁、法務省	特定融資特約に関する法律第2条	コミットメントライン契約(特定融資特約)に係る手数料が利息制限法及び出資法上の「みなし利息」の適用除外となるのは、借主が、資本金が5億円以上又は負債総額が20億円以上の株式会社(会社法第2条第6号)、資本金が3億円を超える株式会社、特定目的会社(資産の流動化に関する法律第3条第3項)等である場合に限定される。	b		平成15年に実施した借り手側のニーズ調査によれば、平成13年改正で新たに借主の範囲に加えられた中堅企業の利用状況が低調であり、さらに、地方公共団体に関してはコミットメントライン契約を利用したいとのニーズがほとんどないという結果であったため、こうしたニーズがその後変化し十分に見極めていく必要があると思われる。以上を踏まえ法務省及び金融庁としては、関係省庁とも連携をとりながら今後も引き続き拡大することの可否について検討を行う。			b		預金取扱金融機関を含む金融機関においては、コミットメントライン契約によって実質的に高金利が得られることから、借り手側の法的知識が不十分であることに果して、優越的な地位を濫用し、資金需要が必ずしも高くない借り手に、コミットメントライン契約を押し付けることによる弊害が発生する恐れがある。こうしたことを踏まえ、借り手のニーズや借主の範囲を拡大した場合の影響を慎重に見極めていく必要がある。現時点で検討のスケジュールを具体的に示すことは困難である。法務省及び金融庁としては、関係省庁とも連携をとりながら今後も引き続き検討を行う。	都銀懇話会	12	A	コミットメントラインの対象企業の拡大	・コミットメントライン契約(特定融資特約)に係る手数料が利息制限法及び出資法上の「みなし利息」の適用除外となる借主の対象を拡大し、中小企業や地方公共団体等(以下)等に加え、以下のような借主を追加する。地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人、学校法人、医療法人、共済組合、消費生活協同組合、市街地再開発組合、特別目的会社(証券取引法施行令第17条の2第2項第3号及び同条第3項に規定する有価証券を定める内閣府令に定める有価証券を発行する法人並びにそれに準ずる外国法人)	・コミットメントライン(特定融資特約)は、既に制度が導入されている大企業等のみならず、中小企業や地方公共団体等にとっても有効な資金調達手段、経済的安全保障という法の当初の趣旨は背棄できざるもの。現行法下においては、借主の範囲に中小企業等を一併に排除していることは適切ではない。 ・また、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人等については、金融機関の優越的地位適用は問題とならず、コミットメントライン契約を可能とすることによって、資金調達の多様化・安定化等に資する考えられる。	特定融資特約に関する法律第2条	金融庁、法務省			
5057	5057129		G03	Z09001	金融庁、法務省	特定融資特約に関する法律第2条	コミットメントライン契約(特定融資特約)に係る手数料が利息制限法及び出資法上の「みなし利息」の適用除外となるのは、借主が、資本金が5億円以上又は負債総額が20億円以上の株式会社(会社法第2条第6号)、資本金が3億円を超える株式会社、特定目的会社(資産の流動化に関する法律第3条第3項)等である場合に限定される。	b		平成15年に実施した借り手側のニーズ調査によれば、平成13年改正で新たに借主の範囲に加えられた中堅企業の利用状況が低調であり、さらに、地方公共団体に関してはコミットメントライン契約を利用したいとのニーズがほとんどないという結果であったため、こうしたニーズがその後変化し十分に見極めていく必要があると思われる。以上を踏まえ法務省及び金融庁としては、関係省庁とも連携をとりながら今後も引き続き拡大することの可否について検討を行う。			b		預金取扱金融機関を含む金融機関においては、コミットメントライン契約によって実質的に高金利が得られることから、借り手側の法的知識が不十分であることに果して、優越的な地位を濫用し、資金需要が必ずしも高くない借り手に、コミットメントライン契約を押し付けることによる弊害が発生する恐れがある。こうしたことを踏まえ、借り手のニーズや借主の範囲を拡大した場合の影響を慎重に見極めていく必要がある。現時点で検討のスケジュールを具体的に示すことは困難である。法務省及び金融庁としては、関係省庁とも連携をとりながら今後も引き続き検討を行う。	(社)日本経済団体連合会	129	A	コミットメント契約の適用対象の拡大	コミットメントライン契約の適用対象を拡大し、中小企業、地方公共団体、地方公社等その範囲に含めるべきである。	コミットメントライン契約は、企業等の資金繰り安定化の観点から、極めて有効であるが、対象先が制限されていることにより、中小企業等の資金繰り安定化、効率的なニーズに対応できない。また、地方公共団体や独立行政法人、国立大学法人等については、金融機関の優越的地位の適用が発生する等考えられず、コミットメントライン契約を適用することにより、資金調達の多様化・安定化を図ることが求められる。 「規制改革・民間開放推進3か年計画(再改定)」(2006年3月31日閣議決定)において、「中小企業(資本金3億円以下)に加え、地方公共団体、独立行政法人、学校法人、国立大学法人、医療法人、共済組合、消費生活協同組合、市街地再開発組合、特別目的会社にも拡大することにより、資金調達の多様化・安定化を図ることが求められる。」とされており、早期に結論を得て、所要の措置を講ずるべきである。	特定融資特約に関する法律第2条	法務省、金融庁	資本金3億円以下の中小企業、地方公共団体等はコミットメントライン契約による融資が認められていない。		

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	統合	管理コード	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	要望主体	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他(特記事項)
5053	5053010		G08	Z09002	金融庁、法務省		信託の受益者については、本人確認法政令第1条において「顧客等に準ずる者」として信託の取引の開始又は信託の受益者の指定、変更の際に本人確認することとされている。	C		いわゆる「ライツ・プラン」については、任意の有価証券管理信託契約のスキーム等の一として考案され、様々な仕組みがあり得ると考えられるものであり、例えば法的に定められているなど、制度的にマネーロンダリング等に用いられる可能性がない、とは言い切れず、受益者についての本人確認を適用除外とすることは、本人確認の実効性を確保する観点から困難であると考えられる。			C	いわゆる「ライツ・プラン」においても、例えば株主(受益者)と敵対的買収者の関係如何によっては、受益者のコントロールが制度的に及ばないとは言い切れず、マネーロンダリング、テロ資金供与に利用される恐れがないとは考えないと考えられることから、受益者についての本人確認を適用除外とすることは、本人確認の実効性を確保する観点から困難であると考えられる。	社団法人信託協会	10	A	信託型ライツ・プランに係る受益者の本人確認義務の緩和	・金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律 ・信託型ライツ・プランは、企業買収の局面において、買収者の買収提案や現経営陣の経営方針等について株主及び投資家にとって有益な情報提供を促し、企業価値向上に資する買収促進策であり、信託を活用することによってその実効性が高められる。 ・信託型ライツ・プランの商品特性として、できるだけ円滑かつ迅速に、敵対的買収者が買収の日以降の特定の日における株主を受益者として確定し、当該受益者が信託財産である有価証券(新株予約権)を交付することが要請されるが、その際の本人確認手続きは信託事務の遂行上極めて大きな負担となっている。 ・他方で、本人確認法施行後に開発された信託商品については、同法に基づき本人確認義務が課されている。 ・信託型ライツ・プランにおける受益者は、敵対的買収者が買収の日以降の特定の日における当該企業の株主名簿上の株主とすることが一般的であるが、受益者として確定した時点で同法第3条等に基づき本人確認手続きが必要となる。 ・敵対的買収防衛目的で導入する有価証券管理信託や金外信託等(いわゆる「信託型ライツ・プラン」)について、その円滑かつ迅速な信託事務の遂行を可能とするために、受益者に係る本人確認手続きを免除すること。	金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律 金融庁、法務省				
5057	5057157		G08	Z09002	金融庁、法務省		信託の受益者については、本人確認法政令第1条において「顧客等に準ずる者」として信託の取引の開始又は信託の受益者の指定、変更の際に本人確認することとされている。	C		いわゆる「ライツ・プラン」については、任意の有価証券管理信託契約のスキーム等の一として考案され、様々な仕組みがあり得ると考えられるものであり、例えば法的に定められているなど、制度的にマネーロンダリング等に用いられる可能性がない、とは言い切れず、受益者についての本人確認を適用除外とすることは、本人確認の実効性を確保する観点から困難であると考えられる。			C	いわゆる「ライツ・プラン」においても、例えば株主(受益者)と敵対的買収者の関係如何によっては、受益者のコントロールが制度的に及ばないとは言い切れず、マネーロンダリング、テロ資金供与に利用される恐れがないとは考えないと考えられることから、受益者についての本人確認を適用除外とすることは、本人確認の実効性を確保する観点から困難であると考えられる。	(社)日本経済団体連合会	157	A	信託型ライツ・プランに係る受益者の本人確認義務の緩和(新規)	・信託型ライツ・プランは、企業買収の局面において、買収者の買収提案や現経営陣の経営方針等について株主及び投資家にとって有益な情報提供を促し、企業価値向上に資する買収促進策であり、信託を活用することによってその実効性が高められる。 ・信託型ライツ・プランの商品特性として、できるだけ円滑かつ迅速に、敵対的買収者が買収の日以降の特定の日における株主を受益者として確定し、当該受益者が信託財産である有価証券(新株予約権)を交付することが要請されるが、その際の本人確認手続きは信託事務の遂行上極めて大きな負担となっているため、執行体および株主双方にとっての利益が生じる可能性がある。 ・他方で、本人確認法施行後に開発された信託商品については、同法に基づき本人確認義務が課されている。 ・信託型ライツ・プランは、受益者が発行体である上場企業から新株予約権を授け、一定の条件が成就した場合に、その円滑かつ迅速な信託事務の遂行を可能とするために、受益者に係る本人確認手続きを免除すべきである。	金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律 金融庁、法務省				
5031	5031017		G09	Z09003	法務省		債権回収会社が取り扱うことのできる債権は、一定の限度内に限定され、「特定金銭債権」と定義されている。	b		引き続き、全国サービス協会等を通じてのサービス一社社及び経済界からのサービス等の活動範囲に関するニーズを把握し、関係団体等と具体的な改正内容に係る意見の調整を行っているところである。			b	前回の回答のとおり、関係団体等と具体的な改正内容に係る意見の調整を行っているところであり、現段階で検討についての結論が出る時期につき、具体的に明らかにすることは困難である。	都銀懇話会	17	A	ファクタリング業務に係る規制緩和	・ファクタリング業務は、銀行法第10条第2項に定める付随業務の一つとして、都市銀行においては関連ファクタリング会社を通じて提供されており、近年においては、一括決済方式などを通じて、喫緊の課題である中小企業金融の円滑化にも貢献している。 ・ファクタリング会社が取り扱う保証ファクタリング業務の保証率の円滑化に資するとともに、中小企業の債権回収業務の効率化、回収業務のアウトソーシングが一層促進される。	債権管理回収業に関する特別措置法第2条第2条 債権管理回収業に関する特別措置法第2条	法務省			
5057	5057131		G09	Z09003	法務省		債権回収会社が取り扱うことのできる債権は、一定の限度内に限定され、「特定金銭債権」と定義されている。	b		引き続き、全国サービス協会等を通じてのサービス一社社及び経済界からのサービス等の活動範囲に関するニーズを把握し、関係団体等と具体的な改正内容に係る意見の調整を行っているところである。			b	前回の回答のとおり、関係団体等と具体的な改正内容に係る意見の調整を行っているところであり、現段階で検討についての結論が出る時期につき、具体的に明らかにすることは困難である。	(社)日本経済団体連合会	131	A	ファクタリング業務に係る規制緩和	・ファクタリング業務は、銀行法第10条第2項に定める付随業務の一つとして、都市銀行においては関連ファクタリング会社を通じて提供されており、近年においては、一括決済方式などを通じて、喫緊の課題である中小企業金融の円滑化にも貢献している。 ・ファクタリング会社が取り扱う保証ファクタリング業務の保証率の円滑化に資するとともに、中小企業の債権回収業務の効率化、回収業務のアウトソーシングが一層促進される。 ・「規制改革、民間開放推進3か年計画(再改定)」(2006年3月31日閣議決定)においては、「債権管理回収業に関する特別措置法(サービサー法)第2条に定める「特定金銭債権」の15号関係(ファクタリング債権関係)に、保証ファクタリング業務の保証率の円滑化に資するとともに、中小企業の回収業務の効率化、回収業務のアウトソーシングが一層促進される。」と盛り込まれている。 ・「規制改革、民間開放推進3か年計画(再改定)」(2006年3月31日閣議決定)においては、「債権管理回収業に関する特別措置法(サービサー法)第2条に定める「特定金銭債権」の15号関係(ファクタリング債権関係)に、保証ファクタリング業務の保証率の円滑化に資するとともに、中小企業の回収業務の効率化、回収業務のアウトソーシングが一層促進される。」と盛り込まれている。	債権管理回収業に関する特別措置法第2条第2条 債権管理回収業に関する特別措置法第2条	法務省			

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	統合	管理コード	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	要望主体	要望事項番号	要望事項(事項名)	措置の概要(対応策)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他(特記事項)
5002	5002001			z09004	警察庁、法務省、外務省	出入国管理及び難民認定法 出入国管理 及難民認定法 第七条第一項第二号の規定に基づき同法の第二の定住者の項の下欄に掲げる地位を定める件	日系人は、告示に基づき「定住者」の在留資格をもって在留することとされている。	C		外国人労働者問題関係省庁連絡会議において、「生活者としての外国人問題」が検討されているところであり、現に生じている問題が解消されない限り、受入れの拡大の検討は困難である。		99			シブグループ株式会社シブグループ(シブグループ)	1	A	日系4世への日系3世と同等の在留資格の付与	現在日系1世、2世、3世までを限定して定住者資格、ならびに就労の自由が与えられているが、4世についても3世と同等の地位を付与することを求める。	日本在住及び、新たに入国する日系4世に対し、日本語学校(日本語研修センター)での日本語教育の機会を与え、日本の労働力強化に資する為、民間企業による健全な受け入れが可能となる環境を整備する。	日系4世は、出入国管理及び難民認定法第7条、第一項の2の別表第2で、日系3世と同等の資格が付与されていないが、日本在住の一部の4世等(未成年時で3世の親との間で4世の人間)には実質的に認められているが、不公平である。従い、すべての日系4世に対し日系3世と同等の地位を付与することを強く求める。		入審法	法務省、外務省	在日の日系4世については、3世の間に帰化して来ている者がほとんどであり、すでに就労可能な年齢に達して来ているにもかかわらず、定住者資格及び就労の自由が明確に明記されていない。又、日本語教育についてもその年数によって、生活に支障をきたすレベルであり、日本での健全な生活を営むことが困難となっている。
5011	5011001			z09005	総務省、法務省、財務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省	司法書士法第3条第1項第1号、第2号、第5号、第7条第1項、第8条第1項、土地家屋調査士法第3条第1項、土地家屋調査士法第11条第1項、第3号、第6号、第8条第1項、第3条	司法書士会に入会していない司法書士又は司法書士法人でない者は、登記又は供託に関する手続について代理することができない。なお、違反者には罰則が科される。	C		登記は、国民の権利に多大な影響を及ぼすものであり、この登記手続を代理するには、高度な法律知識及び専門的能力が要求されるので、資格者以外の者が当該業務を行うことは、国民の権利の保全及び登記業務等の適正な運営の観点から認められなければならない。なお、商業・法人登記については、商業・法人登記業務の実態や国民のニーズを把握することが必要であり、関連府省と連携して、このような実態やニーズについて調査し、制度見直しについて検討することとしている。			C	I	登記申請業務を行うには、民法・商法等の民事実体法はもとより、登記手続関係法令及び通達等に関する高度な法律知識及び専門的能力が要求される。登記は、その種類等にかかわらず、国民の重要な財産である不動産の権利状況や権利関係、高取引上の重要事項に関して公示の機能を有し、国民の権利に多大な影響を及ぼすものであるから、これを業として代理して申請する以上、依頼者等の権利を不当に損なうようなことがあってはならず、また、登記業務を円滑適正に行うため、登記制度に対する信頼を維持する必要がある。このためには、登記を業として代理して行う者の能力を有していることが担保されていることが不可欠である。この点、司法書士及び土地家屋調査士は、その資格の取得に幅広い法律分野及び専門的能力を問う試験が課されており、高度な法律知識及び専門的能力が要求される登記業務を扱う十分な適格性を有するといえるが、司法書士及び土地家屋調査士以外の者士業については、登記業務を代理して行うのに必要な能力が担保されているとはいえないことから、登記の申請代理を資格者以外の者に任せるのは相当ではない。なお、商業・法人登記については、利便性の向上など国民にとって有益な制度改革を行うために、商業・法人登記の実態や国民のニーズを把握することが必要であり、関係府省と連携して、このような実態やニーズについて調査することとしている。	国民利便・負担軽減推進協議会	1	A	各士業間における業務制限(禁止)事項を相互に通知する措置の制定	各士業(弁理士、総務士、行政書士、司法書士社会保険労務士、土地家屋調査士、海事代理士等)は、個別の業法により業務範囲が定められているが、各々の資格者が受託した主たる業務に付随する範囲の業務(争訟性のない事務の作成、申請代理等)は、個別法で禁止されている業務範囲であっても、「正当な(主たる)業務に付随する場合」として「相互乗り入れ」を認めること。	例えば、行政書士が許認可を受託した場合における、法人設立登記、事業目的変更登記等の司法書士業務を行う場合、司法書士がその登記手続に付随して、権利関係、事業計画書等の行政書士業務を行う場合、総務士が関与している法人の変更登記等を行う場合、行政書士、社労士等が記帳会計や資金計算を行っている小規模法人の税務申告業務を行う場合、土地家屋調査士が、その報告に付随した権利登記を行う場合等、天々の資格者が、受託した業務に付随(密接に関連)する場合に関り、相互乗り入れを認めること。(この場合に重要であるところ専門的な知識は、各資格者の自己研鑽や研修により取得が可能であり、質の高い資格者は自然淘汰される。)	我が国に於ける資格制度の必要性は理解できるが、日本の士業(隣接法律専門職)制度はあまりにも業務範囲が細分化されているため、ある資格者に依頼しただけで、依頼案件の面において、著しい不便や余剰な負担を課している現状がある。また、各種の手続には、資格者よりも法的処理能力に劣る本人申請が認められているという事実が存在する。以上のことから、資格者間における業務の相互制限を緩和し、国民の利便と負担軽減のためのサービス競争を推進すべきである。(この場合に重要であるところ専門的な知識は、各資格者の自己研鑽や研修により取得が可能であり、質の高い資格者は自然淘汰される。)	弁理士法第75条、総務士法第52条、司法書士法第73条、土地家屋調査士法第65条、行政書士法第19条、社労士法第27条、海事代理士法第17条	経済産業省、法務省、財務省、総務省、厚生労働省、国土交通省	
5012	5012001			z09006	法務省	戸籍法第49条	出生届の届出期間は戸籍法第49条により子の出生した日から起算して14日以内と法定されている。	C		子の出生は権利義務の主体の発生であることから、可能な限り、速やかに戸籍に記載して明らかにする必要がある。かつ、国内における出生届は14日で十分に可能であるため認められない。			C		戸籍は、人の身分関係を登録・公証する公文書であり、その記載は、常に真実の身分関係と合致していることが要請される。出生のような身分関係に関する事実が発生した場合に、届出期間内における届出が義務づけられているところ、これを行わない場合は、人の身分関係を登録・公証する公文書である戸籍の正確性が損なわれることになる。例えば、その出生届届出がされていない状態の戸籍簿本等によれば、当該子が実在しないかのことを公証することになる。地方、届出人側の事情も考慮する必要が認められるところであるが、国内における出生届は通常14日であれば十分可能であり、期間延長は上記イナスイ面を考えた場合、必要性は認められない。	鳥取県倉吉市	1	A	出生届の届出期間延長について	戸籍法(昭和22年12月22日法律第224号)第49条(出生届)出生の届出は、14日以内(国外で出生があったときは3ヶ月以内)にこれをしなければならない。これを28日(4週間)に延長していただきたい。	「14日を過ぎた出生届は、戸籍法規則第65条により所管裁判所に戸籍届出遅延通知をすることとなっているが、これが延長される。」「14日を延長することにより、産後の産立ちが負ければ夫婦関係や母の産後の体調を考慮し、出生届の届出は父が中心でその後は同居者、また届出日は余命のこともあろうかと思うが産後の届出が母が実情です。母が同様の権利行使する場合は、期間を延長し、選択の幅をもたすことは必要と考えます。」	戸籍法(昭和22年12月22日法律第224号)	法務省民事局		
5026	5026001			z09007	法務省	司法書士法第3条第1項第1号、第2号、第5号、第7条第1項、第3条第1項、第8条第1項	司法書士会に入会していない司法書士又は司法書士法人でない者は、登記又は供託に関する手続について代理することができない。なお、違反者には罰則が科される。	C		登記は、国民の権利に多大な影響を及ぼすものであり、この登記手続を代理するには、高度な法律知識及び専門的能力が要求されるので、資格者以外の者が当該業務を行うことは、国民の権利の保全及び登記業務等の適正な運営の観点から認められない。			C	I	不動産登記手続を代理して行うには、民法等の民事実体法はもとより、不動産登記法や不動産登記手続等に関する高度な法律知識及び専門的能力が要求される。司法書士は、その資格の取得に幅広い法律分野における試験が課されており、高度な法律知識及び専門的能力が要求される登記業務を扱う十分な適格性を有するといえるが、行政書士については、遺産分割協議書の作成に携わっていること等をもって、これが満たされているとはいえないことから、不動産登記の申請代理を資格者以外の者に任せるのは相当ではない。	個人	1	A	相続を原因とする不動産登記申請の行政書士への開放	司法書士法第3条により、法務省又は地方裁判所に提出する書類の作成と相続は司法書士の専管業務とされているが、そのうち相続を原因とする所有権移転の不動産登記申請に限り、行政書士も書類の作成及び手続が入るよう、規制を緩和すべきである。	相続を原因とする所有権移転の不動産登記申請では、遺産分割協議書や特約書等証明書類、申請に必要な付随書類は行政書士が作成しており、登記申請書の作成及び手続のみ、規制があるため本人申請又は本人が司法書士に依頼して、依頼者は、一度の業務として迅速かつ廉価を望む。依頼があるため、手続の煩雑さや負担を強いられている。登記申請書の作成及び手続を行政書士が行うようにすることで、依頼者たる国民は迅速かつ廉価なサービスを受託することが可能となり、利便性が向上する。なお、不動産登記は、国民の権利に重大な影響を及ぼすものであるが、行政書士により適法に遺産分割協議書等は作成されるため、実体法上の問題としては、権利に関して重大な影響を及ぼすものではない。また、手続に関して、この登記手続を代理するためには、高度な法律知識及び専門的能力が要求されるが、相続を原因とする所有権移転の不動産登記に関する手続の研修を行政書士に対して行うことで、国民の権利の保全及び登記業務等の適正な運営は守られる。	司法書士法第3条第1項第1号、第2号、第73条第1項、第78条	法務省		





要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	統合	管理コード	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	要望主体	要望事項番号	実施種別(規制改革/民間開放)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	根拠法令等	制度的所管官庁等	その他(特記事項)
5052	5052013	1		Z09016	金融庁、法務省	特定融資特約に関する法律第2条	コミットメントライン契約(特定融資特約)に係る手数料が利息制限法及び出資法の「みなし利息」の適用除外となるのは、借主が、資本金が5億円以上又は負債総額が30億円以上の株式会社(会社法第3条第4号)、資本金が3億円を超える株式会社、特定目的会社(資産の流動化に関する法律第3条第3項)等である場合に限定される。	b		プロジェクト・ファイナンスに關係すると主張する当事者が、常に保護を要しない高度な金融知識を有している保証はないが、一般的にプロジェクト・ファイナンスにおいては、当該規定の適用除外対象先である大会社又は資本金3億円を超える株式会社(自らの「プレスシート」から対象プロジェクトを区分するために便宜的に特別目的会社を設立し、借入人としている場合が多い。この場合、実質的な当事者は当該適用除外先である親会社となる。よって、例えば、「個人が特別目的会社であり、その議決権の過半数を、かかる適用除外先である親会社が有している場合に限り、等の限定条件をつけて適用除外していただきたい。資産流動化のための特定目的会社が適用除外とされているのも、同様の考え方にたつたことと考えられる。改めて見解を示すとともに、具体的な検討のスケジュール(結論及び実施時期)を示されたい。		b		御指摘のプロジェクト・ファイナンスに関するコミットメントライン契約の利用については、そのニーズを十分把握して見直しの可否を見極めていく必要がある。現時点で検討のスケジュールを具体的に示すことは困難である。	社団法人全国信用金庫協会・信金中央金庫	13	A	プロジェクト・ファイナンスに関する規制緩和等	右記同様	'特定融資特約に関する法律、に関する規制緩和について	特定融資特約に関する法律第2条	金融庁、法務省	
5052	5052013	2		Z09017	法務省	民法第362条、第364条、第467条	【 について】 普通預金口座に係る預金債権を担保の目的とする方法については、現行法上、特段の民事上の規制はない。債権を担保の目的とする方法には、質権(民法362条)を設定する方法と判例上認められている譲渡担保による方法があり、その対抗要件は、いずれも確定日付のある第三債務者への通知又は第三債務者の承諾である(民法364条、467条)。 【 について】 債権は、原則として自由に譲渡することができる(民法466条)。将来発生すべき債権についても譲渡可能であるが、譲渡対象債権の発生すべき期間の長さその他の具体的な契約内容によっては、債権譲渡契約が公序良俗に反するなどして無効となることがある(最判平11.129)。	について、 について、	【 について】 普通預金口座に係る預金債権を担保の目的とする方法については、現行法上可能であり、これに対する民事上の規制が存在するわけではない。また、その対抗要件についても、設定当初に対抗要件を具備すれば設定後に残高が変動してもその効力が及び及ぶという考え方(要領内容に沿った考え方)が学説上一般的であり、これに対する有力な反対論があるとは承知していない。したがって、現時点において要望理由に記されているような立法措置を講ずるべき必要性は高くないと認識しており、引き続き、民事基本法を所管する立場から、判例・実務の動向を注視してまいりたい。	99		【 について】 将来発生する債権の譲渡の有効性に関する判例(最高裁判平成11年1月29日判決)は、契約内容が公序良俗に反するなどの特殊例外的な場合に限りて債権譲渡の効力を否定すべき旨を判示しており、その有効性を広く認めたいと評されている。この判例にいう公序良俗に反するか否かは、個別具体的な事案ごとに様々な事情を考慮して判断すべきものであり、これを立法措置によって一律に定めることは極めて困難である。また、あえて債権の発生すべき期間のみを基準とする有効性の要件を法定するとすれば、むしろ債権譲渡の効力を制限することになりかねないので、慎重な検討を要する。			社団法人全国信用金庫協会・信金中央金庫	13	A	プロジェクト・ファイナンスに関する規制緩和等	右記同様	流動性預金担保設定の適格性の明確化等について 将来債権譲渡担保の有効期間の明確化について	特定融資特約に関する法律第2条	金融庁、法務省	新規
5057	5057023	1 1		Z09018	出入国管理及び難民認定法、出入国管理法第7条第1項第2号の基準を定める省令、出入国管理法第7条第1項第2号の基準を定める省令、技術実習制度に係る出入国管理上の取扱いに関する指針	出入国管理及び難民認定法、出入国管理法第7条第1項第2号の基準を定める省令、出入国管理法第7条第1項第2号の基準を定める省令、技術実習制度に係る出入国管理上の取扱いに関する指針	研修・技術実習制度については、関係省庁とも連携して制度の見直しを行っていることとされているが、研修生・技術実習生の受入れを巡る問題が多発していることから、まずは現行制度の適正化を図ることが必要である。なお、再研修については、その要件を明確化するとともに、これまでに認められた事例の公表を行っているところである。	c		研修・技術実習制度については、関係省庁とも連携して制度の見直しを行っていることとされているが、研修生・技術実習生の受入れを巡る問題が多発していることから、まずは現行制度の適正化を図ることが必要である。なお、再研修については、その要件を明確化するとともに、これまでに認められた事例の公表を行っているところである。	『経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006』(平成16年7月7日閣議決定)における、「研修・技術実習制度の見直し」の具体的な内容をお示しいただくと共に、措置の分類を「全国規模で対応不可」から「全国規模で検討」へと変更することについて再検討願いたい。併せて、現行制度の適正化を図ることが必要との点に関しては、「規制改革・民間開放推進3か年計画(再改定)」(平成16年3月31日閣議決定)において定められている「実務研修中の法的保護の在り方」及び「外国人研修・技術実習制度に係る法令の整備」との事項の検討状況をお示しいただきたい。		c		研修・技術実習制度の見直しについては、「規制改革・民間開放推進3か年計画(再改定)」等に定められた事項につき検討を行っているところであり、また、まずは、同制度の趣旨に則った運用の適正化を図っていくことが必要であることから、現時点において、お示じできるような段階ではない。	(社)日本経済団体連合会	23	A	外国人研修・技術実習制度の見直し - 1	-1再研修・再技術実習の創設 研修・実習期間が終了し一定レベル以上の技能を身につけた研修・技術実習生が、より高度な技能もしくは多職工として必要な関連技能を身につけ、出身国の技術レベル向上に貢献することができるようにするため、再研修・再技術実習の制度化もしくは技能実習期間の延長を図るべきである。	出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令 在留資格「研修」に係る基準省令(平成26年8月17日法務省告示第246号) 技術実習制度に係る出入国管理上の取扱いに関する指針(平成16年4月5日法務省告示第141号) 技術実習制度の基本的枠組	出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令 在留資格「研修」に係る基準省令(平成26年8月17日法務省告示第246号) 技術実習制度に係る出入国管理上の取扱いに関する指針(平成16年4月5日法務省告示第141号) 技術実習制度の基本的枠組	現行の研修・技術実習制度は、1年間の「研修(非実務研修及び実務研修)」、(生活実習として研修手当を支給)と2年間の「技術実習(労働の対価として賃金を支給)の最長3年間で構成され、技術実習の対象となる62職種114作業に限定されている。また、受け入れ人数は当該受け入れ企業の常勤従業員数の5%以内(中小企業特例あり)となっており、技能実習終了後の就労は認められていない。
5057	5057023	1 2		Z09019	出入国管理及び難民認定法、出入国管理法第7条第1項第2号の基準を定める省令、技術実習制度に係る出入国管理上の取扱いに関する指針	出入国管理及び難民認定法、出入国管理法第7条第1項第2号の基準を定める省令、技術実習制度に係る出入国管理上の取扱いに関する指針	在留資格「研修」の在留期間は、最長1年とされている。	c		研修・技術実習制度については、関係省庁とも連携して制度の見直しを行っていることとされているが、研修生・技術実習生の受入れを巡る問題が多発していることから、まずは現行制度の適正化を図ることが必要である。なお、再研修については、その要件を明確化するとともに、これまでに認められた事例の公表を行っているところである。	『経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006』(平成16年7月7日閣議決定)における、「研修・技術実習制度の見直し」の具体的な内容をお示しいただくと共に、措置の分類を「全国規模で対応不可」から「全国規模で検討」へと変更することについて再検討願いたい。併せて、現行制度の適正化を図ることが必要との点に関しては、「規制改革・民間開放推進3か年計画(再改定)」(平成16年3月31日閣議決定)において定められている「実務研修中の法的保護の在り方」及び「外国人研修・技術実習制度に係る法令の整備」との事項の検討状況をお示しいただきたい。		c		研修・技術実習制度の見直しについては、「規制改革・民間開放推進3か年計画(再改定)」等に定められた事項につき検討を行っているところであり、また、まずは、同制度の趣旨に則った運用の適正化を図っていくことが必要であることから、現時点において、お示じできるような段階ではない。	(社)日本経済団体連合会	23	A	外国人研修・技術実習制度の見直し - 2	-2技能実習期間の延長 研修・実習期間が終了し一定レベル以上の技能を身につけた研修・技術実習生が、より高度な技能もしくは多職工として必要な関連技能を身につけ、出身国の技術レベル向上に貢献することができるようにするため、再研修・再技術実習の制度化もしくは技能実習期間の延長を図るべきである。	出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令 在留資格「研修」に係る基準省令(平成26年8月17日法務省告示第246号) 技術実習制度に係る出入国管理上の取扱いに関する指針(平成16年4月5日法務省告示第141号) 技術実習制度の基本的枠組	出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令 在留資格「研修」に係る基準省令(平成26年8月17日法務省告示第246号) 技術実習制度に係る出入国管理上の取扱いに関する指針(平成16年4月5日法務省告示第141号) 技術実習制度の基本的枠組	現行の研修・技術実習制度は、1年間の「研修(非実務研修及び実務研修)」、(生活実習として研修手当を支給)と2年間の「技術実習(労働の対価として賃金を支給)の最長3年間で構成され、技術実習の対象となる62職種114作業に限定されている。また、受け入れ人数は当該受け入れ企業の常勤従業員数の5%以内(中小企業特例あり)となっており、技能実習終了後の就労は認められていない。

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	統合	管理コード	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	要望主体	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他(特記事項)		
5057	5057023	2		z09020	警察庁、法務省	出入国管理及び難民認定法、出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令、技術実習に関する出入国管理上の取扱いに関する指針	研修・技術実習の期間は併せて最長3年とされている。	C		研修・技術実習制度は、事前に提出する研修計画に基づき一定の期間行われる研修により修得した技術・技能等の評価を行い、一定の水準に達している等の要件を満たした場合、はじめて、技能実習に移行することが可能となるものあり。単に研修期間を短縮することはできない。また、我が国への入国前の技術・技能等のレベルをどのように評価するのか、その詳細も不明である。			C		研修・技術実習制度の見直しについては、検討を行っているところであり、また、まずは、同制度の趣旨に則った運用の適正化を図っていくことが必要であることから、本要望内容の実現の可否についてお示しできる段階ではない。	(社)日本経済団体連合会	23	A	外国人研修・技術実習制度の見直し	研修期間の短縮 技能実習を前提として来日する場合、来日前に一定レベルの技能や日本語能力を身につけていれば、研修期間を短縮し、技能実習期間を長(する)例えば研修半年、実務研修(2年)など、制度に柔軟性を持たせるべきである。			現行の研修・技術実習制度は、1年間の「研修(非実務研修及び実務研修)」、(生活実費として研修手当を支給)と2年間の「技能実習(労働の対価として資金を支給)の最長3年間で構成される。技能実習の対象職種は、技能実習の対象となる62職種(144作業に限定されている。また、受け入れ人数は当該受け入れ企業の常勤従業員数の5%以内(中小企業特例あり)となっており、技能実習終了後の就労は認められていない。	出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令 在留資格「研修」に係る基準省令に関する法務省告示(平成26年8月17日法務省告示第246号) 技能実習制度に係る出入国管理上の取扱いに関する指針(平成25年4月5日法務省告示第141号) 技能実習制度の基本的枠組	法務省入国管理庁 厚生労働省 能力開発局 ほか	
5057	5057023	3		z09021	警察庁、法務省、厚生労働省	出入国管理及び難民認定法、出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令、技術実習に関する出入国管理上の取扱いに関する指針	研修・技術実習制度は、技術等の開発・向上等への転移を促し、開発上・国内の経済発展を担う人づくりに協力することを目的としている。	C		研修・技術実習制度は、我が国において修得した技術等を本国で生かすという技能移転を目的とした制度であり、研修・技術実習生に対してそのまま就労することを認めることは、当該制度の趣旨にも反するものである。 また、高度な技能等を修得したことをどのように評価・判断するのかについても不明である。			C		研修・技術実習制度の見直しについては、検討を行っているところであり、また、まずは、同制度の趣旨に則った運用の適正化を図っていくことが必要であることから、本要望内容の実現の可否についてお示しできる段階ではない。	(社)日本経済団体連合会	23	A	外国人研修・技術実習制度の見直し	受入企業・技術実習生双方のニーズに基づく在留資格の変更 研修・技術実習生の中には、研修・技術実習で得た技能を出身国において活かすのみならず、将来的にわが国経済社会の発展にも貢献したいと希望する者もいる。一方、受入企業側にも、技能伝承の担い手として研修・技術実習生の引き続きの存在を希望するところも少なくない。そこで、わが国の産業競争力や国民生活、地域経済の維持・強化に必要な分野で、特に高度な技能等を修得した研修・技術実習生については、専門的・技術的分野の人材としてわが国において就労を認めらるるにつき、検討を進めるべきである。			現行の研修・技術実習制度は、1年間の「研修(非実務研修及び実務研修)」、(生活実費として研修手当を支給)と2年間の「技能実習(労働の対価として資金を支給)の最長3年間で構成される。技能実習の対象職種は、技能実習の対象となる62職種(144作業に限定されている。また、受け入れ人数は当該受け入れ企業の常勤従業員数の5%以内(中小企業特例あり)となっており、技能実習終了後の就労は認められていない。	出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令 在留資格「研修」に係る基準省令に関する法務省告示(平成26年8月17日法務省告示第246号) 技能実習制度に係る出入国管理上の取扱いに関する指針(平成25年4月5日法務省告示第141号) 技能実習制度の基本的枠組	法務省入国管理庁 厚生労働省 能力開発局 ほか	
5057	5057023	4		z09022	警察庁、法務省	出入国管理及び難民認定法、出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令	受入れ機関に受け入れられる研修生の人数は、受入れ機関の常勤の職員の総数によって、省令上規定されている。	C		研修制度については、関係省庁とも連携して受入れの人数は、受入れ機関の常勤の職員の総数によって、省令上規定されている。併せて、現行制度の適正化を図ることが必要とされているが、研修生の受入れを巡る問題が多発していることから、まずは現行制度の適正化を図ることが必要である。			C		研修・技術実習制度の見直しについては、「規制改革・民間開放推進3か年計画(再改定)」等に定められた事項につき検討を行っているところであり、また、まずは、同制度の趣旨に則った運用の適正化を図っていくことが必要であることから、現時点において、お示しできるような段階ではない。	(社)日本経済団体連合会	23	A	外国人研修・技術実習制度の見直し	受け入れ枠の拡大 一定の要件(企業単独型)での受け入れ、過去数年にわたり不正行為等なく適正な運営を行っている企業の受入れなど)のもと、受け入れ人数を緩和・拡大すべきである。			現行の研修・技術実習制度は、1年間の「研修(非実務研修及び実務研修)」、(生活実費として研修手当を支給)と2年間の「技能実習(労働の対価として資金を支給)の最長3年間で構成される。技能実習の対象職種は、技能実習の対象となる62職種(144作業に限定されている。また、受け入れ人数は当該受け入れ企業の常勤従業員数の5%以内(中小企業特例あり)となっており、技能実習終了後の就労は認められていない。	出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令 在留資格「研修」に係る基準省令に関する法務省告示(平成26年8月17日法務省告示第246号) 技能実習制度に係る出入国管理上の取扱いに関する指針(平成25年4月5日法務省告示第141号) 技能実習制度の基本的枠組	法務省入国管理庁 厚生労働省 能力開発局 ほか	
5057	5057023	5		z09023	警察庁、法務省、厚生労働省	出入国管理及び難民認定法、出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令	技術実習の対象職種は、62職種114作業となっている。	d		技術実習の対象職種については、公的評価制度に基づき客観的に評価できるものであつて、かつ、送出し国のニーズに合致するものであることが必要である。したがって、技能実習制度が整備されるか、又は評価制度が整備され、国際研修協力機構の認定を受ければ対象職種とすることは可能である。		99			技術実習対象職種の見直し・拡大 技術実習対象職種の見直し、現在、その大半が製造業に係る職種であるが、サービス業を含め製造業・国等に高いニーズがあり、わが国において優れた知見・技術が蓄積されている分野等(例えばチェーン展開されている各種サービス事業等)について、必要に応じて公的評価制度のあり方を見直し、対象職種を拡大すべきである。	(社)日本経済団体連合会	23	A	外国人研修・技術実習制度の見直し	技術実習対象職種の見直し・拡大 技術実習対象職種の見直し、現在、その大半が製造業に係る職種であるが、サービス業を含め製造業・国等に高いニーズがあり、わが国において優れた知見・技術が蓄積されている分野等(例えばチェーン展開されている各種サービス事業等)について、必要に応じて公的評価制度のあり方を見直し、対象職種を拡大すべきである。			現行の研修・技術実習制度は、1年間の「研修(非実務研修及び実務研修)」、(生活実費として研修手当を支給)と2年間の「技能実習(労働の対価として資金を支給)の最長3年間で構成される。技能実習の対象職種は、技能実習の対象となる62職種(144作業に限定されている。また、受け入れ人数は当該受け入れ企業の常勤従業員数の5%以内(中小企業特例あり)となっており、技能実習終了後の就労は認められていない。	出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令 在留資格「研修」に係る基準省令に関する法務省告示(平成26年8月17日法務省告示第246号) 技能実習制度に係る出入国管理上の取扱いに関する指針(平成25年4月5日法務省告示第141号) 技能実習制度の基本的枠組	法務省入国管理庁 厚生労働省 能力開発局 ほか	









要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	統合	管理コード	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	要望主体	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他(特記事項)		
5083	5083004			z09040	全庁	法制審議会令(昭和14年政令第134号/最終改正平成12年政令第305号)	法制審議会において、会議における独立かつ公正な立場からの自由な討論を確保し、審議の過程で知り得た公衆上の秘密が漏れはれることを防止する観点から、会議は公開しないこととされている。	c		審議会又は部会における議事あるいは部会に関する運営面については、審議会の自律に委ねられているため(法制審議会令第3条)、当省のみの判断で変更を要することは困難である。会議の非公開は、審議会が定めた法制審議会議事規則第3条に規定されている。		99				特定非営利活動法人「子どもに環境環境を推進協議会」	4	A	政府省庁の審議会は原則的に公開(傍聴可能)とすべき	例えば厚生労働省の審議会(厚生科学審議会地域保健健康推進推進部会や中央社会保険医療協議会)は公開(傍聴可能)で、事前にホームページで広報されている。しかし、例えば財務省の財政制度等審議会(たばこ事業等文科会、税制調査会)などは、財務省のホームページの運用予定には掲載されているが、非公開となっている。これら審議会等は、公開(傍聴可能)とすべきである。	政策決定のための審議会の審議を国民が傍聴することにより、審議の透明性が高まり、かつ国民も情報を速やかに知ることにより、早期の情報入手と対応が可能になる。	政府省庁の審議会の資料が後日(1-2週間後)そのホームページで公開され、1-2か月後には審議録が公開されているようであるが、国民が審議録の正確な内容には十分にタイムラグがあり過ぎる。マスメディアにのみ公開したり、会後、審議会長が記者発表や会見をする場合もあるが、あわせて公開(傍聴可能)を制度化すべきである。動きが早く(なっている)政策決定や実施にあたって、国民の知る権利を確保し、合意形成を進めるためには、これは不可欠な制度である。				
5089	5089019			z09041	法務省	会社法160条、会社法施行規則8条、29条	株式会社の株主は、当該会社が特定の株主から自己株式を買い受けることに関する通知を受けた場合には、その会日の5日前(定款で短縮可能な限り)までに当該特定の株主に自己も加えたものを株主総会の議案とすべきことを請求することができる。	c		株式会社が特定の株主から自己株式を買い受けようとする場合において、株主が会社に対し、特定の株主に自己も加えたものを株主総会の議案とすることを請求するための検討期間の長さについては、原則としては、株主総会の日の1週間前(議決権制限会社であれば1週間前)から株主総会の日の5日前とされているが、当該期間については、各会社がそれぞれ状況に応じて、株主の判断に基づき(定款自治によって自由に伸長することが可能であること)にかんがみれば、原則的なルールを規制強化の方向で変更すべき旨の本案要望は、規制改革に逆行するものと思料する。	要望者から以下の再意見が寄せられており、再検討をお願いします。 生命保険会社等の金融機関は、株式議決権の保有比率制限もあり、少数株主に止まることとなるが、通常、会社側は追加買取請求を受けることは後ろ向きであり、株主の権利確保のために定款変更を行うことは期待できない。将来性のある新興企業・中小企業の健全な育成は日本経済の活力維持のためにも欠かせないものであるが、現行会社法の規定は、これらの企業に対するリスクマネーの供給の妨げとなるおそれがあることから、要望の実現に向けて検討をお願いします。	生命保険協会	19	A	未公開会社(株式譲渡制限会社)が特定の株主から自己株式を取得する際に他の株主が買取を請求できる期間の確保	株式譲渡制限会社が、株主総会決議によって特定の株主から自己株式を取得する際に、他の株主が自らも買取対象に含めることを請求できる期間(当該議案の通知を受けた日から買取の請求開始日まで)を1週間程度確保してほしい。	特定の株主から自己株式を取得する場合、他の株主は自らも買取対象に含めることを総会開催日の原則5日前までに請求しなければならないため、当該判断を極めて短期間に行わなければならない。前述の状況によっては、権利行使できないケースも起き得る。会社法施行規則において、定款で5日間を下回る期間を定めることができる旨が規定されているものの、機関投資家サイド等から買取り請求期間が確保された定款とすることで、より買取を促進し、合意形成を進めることができる。このため、他の株主が買取を求めるところとする制度の趣旨が活かされない場面が生じる。	会社法において、株式譲渡制限会社においては、株主総会の招集通知の送達期限は、総会開催日の原則1週間までとなっている。一方、株式会社が株主総会決議によって特定の株主から自己株式を取得する際、他の株主は総会開催日の原則5日前までに自らも買取対象に含めることを請求できる。								
5090	5090001			z09042	法務省	司法書士法第73条第1項、商業登記規則第102条第3項第3号	現在、行政書士用電子証明書については、行政書士が作成することができる添付書面情報に関しては、認められているが、委任状、委任状の電子署名に使用可能な電子証明書としては、日本認証サービス株式会社、セコムトラストシステム株式会社、株式会社中電シーティーアイ中部認証センター、一般行政手続用電子証明書(日本商工会議所)、日本司法書士会連合会認証サービスの5つの電子証明書を定めている。	c		司法書士法第73条第1項で、司法書士会に入会している司法書士又は司法書士法人でない者は、他の法律に別段の定めがある場合を除き、他人の依頼を受けて登記に関する手続について代理することを認ずることはできないとされている。したがって、行政書士が業として商業・法人登記申請の代理を行うことは違法であるところ、登記申請の代理を行政書士の立場で業として行うことを前提とする行政書士用電子証明書を委任による代理人として申請書情報への電子署名に使用可能な電子証明書として認めることはできない。	要望者からの次の意見に対して回答したい。 「規制改革・民間開放推進会議」の要望は、実態上における規制事実があるのでその規制改革、撤廃の為に提出しているものです。ところが、法務省の当該回答は、単に司法書士制度の法律論を展開したにすぎない。制度論を問(ために)要望を提出したものでないのです。あつさり踏まえて回答いただきたい。 オンライン商業・法人登記での代理人であるが、司法書士もその一部のみが電子証明書を所持し、申請人側からはどの司法書士がオンライン登記手続が可能なのか選択さえ不可可能な状態である。例えば会社設立の手続で、申請人として電子定款作成の代理をさせた行政書士(行政書士用電子証明書にて電子署名)に引き継ぎ設立手続の一環でオンライン登記手続にも代理させると通常、常識的に考えられるものである。 申請者側の登記の手続代理は司法書士のみ選択し、規制しているところが極めて分かりにくく、その中でもその商業登記法には代理人規制はない。 また、国を挙げて(重点計画・2006)で登記のオンライン手続の普及を図っているところ、司法書士側にもその認識が乏しく、必要とする電子証明書さえ取得していない会員が多すぎる。オンライン登記の普及の阻害要因となりかねないし、土壌といわれない。 かかる司法書士のみ代理人として選択し、その規制は国民の利便性から言って弊害である。商業登記規則第百二条第4項により、法務大臣が行政書士用電子証明書を定めるのみで事足りる。法務大臣が定めたことにより国民への負担強化にならないばかりか、登記手続のオンライン普及に寄与する	電子申請センター	1	B	商業・法人登記手続、オンライン手続に行政書士用電子証明書が利用できるよう認めたい	オンライン商業・法人登記手続で利用できる電子証明書に行政書士用電子証明書を認めていただきたい。特に代理人として手続できる電子証明書として認めていただきたい。登録手続でのわかる出席義務は廃止され、オンラインや郵送での手続が可能となります。登記法上も代理人を特定する規定はありません。登記法上も代理人を特定する規定はありません。既に行政書士は会社設立の電子定款に承認人の代理人として行政書士用電子証明書を利用して電子署名しています。電子公証サービスで利用できるとして法務省告示されています。	現行のオンライン商業・法人登記手続で利用できる民間認証事業者における特定認証業務の電子証明書では、日本認証サービス証明書、司法書士電子証明書が認められている。これの電子証明書を利用することで代理人として手続が可能である。そこで、民間認証事業者での特定認証業務の電子証明書である行政書士用電子証明書も利用できるようにすれば、オンライン登記手続の普及に寄与するのみならず、申請人本人の利便性に資することもあります。既に行政書士は会社設立の電子定款に承認人の代理人として行政書士用電子証明書を利用して電子署名しています。電子公証サービスで利用できるとして法務省告示されています。	規制改革・民間開放推進3年計画(再改定)(平成18年3月31日閣議決定)では、商業・法人登記手続の行政書士への開放について「利便性の向上など国民にとって有益な制度改革を行うためには、商業・法人登記業務の実態や国民のニーズを把握することが必要であり、法務省は、関係府省と連携して、このような実態やニーズについて調査し、制度見直しとして検討する」とあります。この検討の範囲において、オンライン商業・法人登記手続では行政書士用電子証明書の利用を認めても、現行法上なら不都合も無いと考えられ、早急に結論をいただきたい。	平成17年法務省告示第二百九十二号にて「指定公証人の行う電子的記録に関する事務に関する命令(平成十三年法務省令第二十四号)第二項第一号の規定に基づき、法務大臣が指定する電子署名の方式等に關する件(平成十三年法務省告示第五百六十五号)の一部改定により改正する」とされ、ビジネス認証サービスタイプ1-G(平成15年総務省「法務省・経済産業省告示第5号」)行政書士用電子証明書が規定された。							